

「新たな通訳案内士制度のあり方に関する検討会」設置要綱

平成 29 年 6 月
観光庁観光資源課

1. 趣旨・目的

通訳案内士は、訪日外国人旅行者の「言葉の壁」を解消することにより、滞在中の満足度向上に寄与してきたところであるが、この度、訪日外国人旅行者の急激な増加や多様化するニーズに対応するため、通訳案内士法の一部を改正し、業務独占規制から名称独占規制への変更や、通訳案内士に対する定期的な研修制度の導入、様々な法律で設けられていた「特例ガイド」を一本化して地域通訳案内士制度を創設するなど、制度の見直しを図ることとしている。

そのため、見直し後の制度全般の検討を図るため、学識経験者、旅行会社・団体、通訳案内士団体、JNTO 等関係者による「新たな通訳案内士制度のあり方に関する検討会」を設置し、通訳案内士制度の今後のあり方について検討を行うこととする。

2. 検討会の委員

検討会の委員は別紙のとおりとする。

3. 検討の運営

- (1) 検討会に委員長を 1 名置き、検討会委員の互選によってこれを定める。
- (2) 委員長は、検討会の議事運営にあたる。
- (3) 本検討会は公開とする。ただし、検討会において特に必要があると認めたときは非公開とすることができる。

- (4) 本検討会の議事概要については、観光庁ホームページにて公開する。ただし、検討会において特に必要があると認めるときは、非公開とすることができる。
- (5) 検討会の円滑な運営に資するため、委員長が必要と認めるときは、検討会に作業部会を置くことができる。なお、作業部会の構成員については、委員長の指名によるものとする。
- (6) この設置要綱に定めるものの他、会議の運営に必要な事項については、委員長が定めることとする。

4. その他

事務局を観光庁観光地域振興部観光資源課に置く。